

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっている。

② 無形固定資産

定額法によっている。

③ リース資産（所有権移転外ファイナンスリース・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

④ 長期前払費用

定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

② 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。

2. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度によっている。

3. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）

(2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）

当法人は、社会福祉事業のみ実施しているため省略している。

- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）  
当法人は、1拠点のため省略している。
- (4) さつき園拠点区分計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (5) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））は省略している。
- (6) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））
- (7) 拠点区分におけるサービス区分の内容  
さつき園拠点（社会福祉事業）  
「法人本部」  
「特別養護老人ホームさつき園」  
「老人デイサービスさつき園」  
「老人短期入所さつき園」  
「老人居宅介護等さつき園」  
「地域包括支援センターさつき園」  
「居宅介護支援」  
「高齢者介護予防」  
「地域支え合い」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	731,750,550	0	0	731,750,550
建物	520,609,949	0	△35,692,894	484,917,055
合計	<b>1,252,360,499</b>	<b>0</b>	<b>△35,692,894</b>	<b>1,216,667,605</b>

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し  
「該当なし」

6. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地	705,700,000 円
建物	465,149,682 円
計	<b>1,170,849,682 円</b>

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	104,741,000 円
計	104,741,000 円

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,092,429,605	607,512,550	484,917,055
建物	273,000	272,999	1
構築物	21,061,800	20,473,949	587,851
器具及び備品	62,730,375	56,917,751	5,812,624
車両運搬具	24,475,124	19,525,140	4,949,984
合計	1,200,969,904	704,702,389	496,267,515

8. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

「該当なし」

9. 関連当事者との取引の内容

「該当なし」

10. 重要な偶発債務

「該当なし」

11. 重要な後発事象

「該当なし」

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

「該当なし」